

インターネット上での互換品表示を巡る紛争 (浄水器の交換カートリッジ事件)

知財高判令和元年10月10日¹
(平成30年(ネ)第10064号、平成31年(ネ)第10025号)
裁判所ウェブサイト

知的財産権法研究会
岩坪総合法律事務所
弁護士 速見 禎祥

第1 はじめに

いわゆる「消耗品型ビジネスモデル」においては、設備や機器を製造販売するメーカーが設備や機器自体の価格は抑えつつ、純正の消耗品を販売することによって採算を得ようとする。消耗品の互換品や再生品が普及し、純正品が思うように販売できないと、純正品メーカーは採算が取れず、ビジネスモデルは崩壊する。そのため、消耗品型ビジネスモデルにおいて、純正品メーカーから互換品メーカーに対する牽制意欲は旺盛なものとなり、紛争が生じやすい。

純正品メーカーとしては、まず、消耗品に関する特許権や意匠権を取得し、消耗品に関する技術や形態を独占し、互換品メーカーの参入を牽制しようとする²。当該技術や形態を使用しなければ、互換品を製造することが難しい場合は、純正品メーカーの独占は成功する。しかし、純正品メーカーの特許権や意匠権を回避した互換品の製造が可能な場合もある。この場合、純正品と互換品が併売されることとなる。

互換品が併売された場合、互換品の表示、宣伝広告等が問題となる。互換品メーカーは、設備や機器への適合関係を示すために純正品メーカーの社名や商品名を使用する必要性があり、一方、純正品メーカーは、商標権侵害や不正競争行為がないかに目を光らせることとなる。

- 1 原審は東京地判平成30年7月26日(平成29年(ワ)第14637号・裁判所ウェブサイト)。
- 2 純正品メーカーから互換品メーカーに対する特許権や意匠権の侵害訴訟が提起されることもよくある。例えば、最判平成19年11月8日・民集61巻8号2989頁〔インクタンク事件〕、知財高判平成23年2月8日(平成22年(ネ)10063号)・裁判所ウェブサイト〔インクカートリッジ事件〕、大阪地判平成26年1月16日判時235号93頁〔薬用分包用ロールペーパー事件〕、大阪地判平成25年1月22日判タ1400号328頁〔放電ランプ事件〕等。

本稿では、インターネット上での交換品に関する表示が不競法2条1項1号との関係で問題となった知財高判令和元年10月10日（平成30年（ネ）第10064号、平成31年（ネ）第10025号）を取り上げる³。

第2 当事者

1 一審原告（原告、控訴人兼被控訴人）

一審原告（株式会社タカギ）は、蛇口一体型浄水器（以下、「本件浄水器」という。）及びその交換用カートリッジを製造、販売し、「みず工房」というブランドの下で展開している。一審原告は、平成28年度における蛇口一体型浄水器の市場において2位以下の企業に大差をつけて出荷台数及び売上高で首位を維持している。

本件浄水器には、交換用カートリッジが内蔵されている。本件浄水器を使用するにつれて交換用カートリッジの浄水性能は低下していき、最終的にはカートリッジの交換が必要となる。

一審原告は、本件浄水器の交換用カートリッジ（以下、「原告商品」という。）を「定期交換メンバー」にメンバー登録した者に対してのみ販売しており、市販はしていない。但し、インターネット上のショッピングモール等では、上記方法で販売した物の余剰品と見られる原告商品が一審原告以外の第三者によって販売されており、原告商品はウェブサイト上でも販売されている。

なお、原告商品には「標準タイプ」、「高除去性能タイプ」及び「高除去+にがり除去タイプ」の除去性能が異なる3種類があり、1本当たり3200～4300円（税別）である⁴。

2 一審被告⁵（被告、控訴人兼被控訴人）

一審被告は、インターネット上のショッピングモール（楽天市場）内に自社の仮想店舗を設け、パソコン及び携帯電話から上記仮想店舗にアクセスした場合に、一審被告のウェブサイト（以下、「被告ウェブサイト」という。）が表示される仕組みとなっている。一審被告は、被告ウェブサイトにおいて、本件浄水器にのみ使用できる交換用カートリッジ（以下、「被告商品」という。）を販売している。

被告商品には「標準タイプ」と「高除去タイプ」の2種類があり、いずれのタイプも1本2180円（税別）である。

第3 事案の概要

1 事案の概要及び争点

一審原告は、一審被告が、被告ウェブサイト中のウェブページ（以下、「被告ウェブページ」という。）において、被告標章1「【楽天市場】タカギ」、被告標章2「タカギ」、及び被告標章3「タカギ社製」という表示を使用する行為が、一審原告の「タカギ」という周知な商品等表示と類似する標章を使用する行為（不競法2条1項1号）に該当するとして、被告標章の使用の差止

3 本件と同一当事者間において、ウェブページ上の交換品に関する品質表示が不競法（平成30年法律第33号による改正前のもの）2条1項14号に該当するかが争われた別件として知財高判令和元年11月11日（令和元年（ネ）第10039号・裁判所ウェブサイト）がある。

4 一審原告のウェブサイト（https://purifier.takagi.co.jp/lineup_c/ 閲覧日令和2年1月17日）参照。

5 一審被告の他に、同社と代表者が共通で被告ウェブサイトを制作した会社及び2社の代表者個人も被告とされているが、本稿では割愛する。